

I. 協議会に関すること

- 1. 協議会の設置の有無 A 有 B 無
- 2. 協議会の委員の人数 (14) 名
- 3. 協議会の委員構成

(記載例) -----
 | 関係行政機関 2名
 | 病院団体 2名
 | 職能団体 3名
 | 教育機関 2名

職種等	人数
病院関係者	(11) 名
職能団体	(2) 名
教育機関	(1) 名
アドバイザー	(3) 名

- 4. 平成23年度における協議会の開催回数(年度内の開催予定も含む) (6) 回
- 5. 協議会の主な検討事項、活動内容等(自由にご記入ください)

- ・県内の新人看護職員研修事業の取組の現状と課題について意見交換を行う。
- ・県内5ブロック(福祉保健所管内)別に、地域の主とする病院を中心にネットワークを構築し地元の病院間で情報交換を行いながら、新人研修が受けられる体制づくりを検討する。
- また、看護部長等で構成する集まりを定期的に行い、情報交換/共有の場として活用
- ・さらに、看護協会・県立大学等の研修機関と連携した学習会の場の活用等検討を進める。
- ・研修体制の構築に向けて、全体の年間スケジュールを立案する。
- ・新人看護職員研修受入施設計画を県内施設にアナウンスし、普及啓発活動に力を入れる。
- ・看護師等養成機関にも新人看護職員研修制度について照会する。

II. 新人看護職員研修の実施が困難な病院等に対するアドバイザー派遣に関すること

- 1. アドバイザー派遣の有無 A 有 B 無
- 2. アドバイザーを派遣した施設数 () 回
- 3. 派遣回数 延べ() 回
- 4. アドバイザー派遣の基準(施設類型や病床数等による基準を設けているか否か等についてご自由にご記入ください)

- ・アドバイザー派遣の規準は設けていない。
- ・協議会の中で、委員から新人を指導する方法、技術指導方法を学びたいという意見があった。
- ・今後、ガイドラインに沿って研修が充実している施設の指導者を招き、指導者の能力を高めていきたいと考えている。
- ・アドバイザーを派遣する施設はH23年度なかった。
- ・24年度からの事業として、就業環境改善相談・指導者派遣事業を予定しており、施設内の教育部門へのアドバイザー支援としても一部対応が可能であると考えている。

5. アドバイザーの状況

(1)職種

(2)人数

()名

(3)アドバイザーの要件(個人への依頼の場合には、当該個人をアドバイザーに選定した理由・要件)
(施設への依頼の場合には、当該施設を選定した理由・基準)

6. アドバイザーの主な活動内容

Ⅲ. 施設間における情報共有、連携・調整に関すること

1. 情報共有、連携・調整の方法、内容(自由にご記入ください)

- ・福祉保健所管内にある医療機関を1ブロックと考え、地域の現状や看護職員育成のための情報交換・共有しやすい環境を整える。
- ・ブロックごとに地域にある病院の看護部長の連絡会を立ち上げ、自由に相談できる体制を作る。

Ⅳ. 新人看護職員研修の普及啓発に関すること

1. 事業内容(自由にご記入ください)

- ・研修体制を構築するにおいて、看護部のみではなく、事務長、院長等にも協力を求める必要があり、県や看護協会で開催される会議において法律改正や現状を紹介する。
- ・研修計画をアナウンスする。
- ・新人看護職員研修事業補助金申請病院の募集

2. 対象及び対象数(自由にご記入ください)

(対象)

- ・県が開催する病院長会議、事務長会議、看護協会地区理事会議等で事業の紹介

(対象数)

- ・県内137病院及び有床診療所には郵送で紹介

3. 期間、回数等(自由にご記入ください)

(期間)

- ・年度当初に事業の紹介

(回数)

- ・年間をとおして複数回

V. 事業の評価に関すること

1. 事業の効果および評価に関すること(自由にご記入ください)

(協議会)

- ・協議会を立ち上げたことにより、ブロックごとの病院間連携が出来だした。
- ・施設や地域の現状にあわせた研修体系ができた。地域性により研修に参加しづらかった者が、地元の病院で研修を受けられるようになった。
- ・他の地域の取り組み状況がわかるようになった。

(アドバイザー派遣)

(施設間における情報共有、連携・調整)

- ・既存のネットワークをさらに拡大し、地域の看護部長の連携体制が整いつつある。

(新人看護職員研修事業の普及啓発)

- ・看護部長会をとおして、計画書の書き方や積算の仕方などアドバイスをする場にもなり、従来申請が面倒かも！と思っていたこともお互いにフォローしながら手続きを行うなど啓発の場にもなっている。